

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年9月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300037号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300014号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年12月31日から昭和64年1月1日に訂正し、昭和63年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月31日から昭和64年1月1日まで

A社から子会社のB社に転籍したが、請求期間について厚生年金保険の記録がない。当該期間において、A社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、A社の事業主の回答及び事業主から提出された退職金計算票により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和64年1月1日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年11月の厚生年金保険の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和64年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和63年12月31日と誤って記

録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 63 年 12 月 31 日から昭和 64 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。